

【地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられました。

この増収分は、使途を明確にするとともに、すべて社会保障施策の財源として活用することとなっております。

平成29年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
217,690 千円

社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	888,029	631,677	33,601	222,751
	高齢者福祉事業	34,035	1,764	4,229	28,042
	児童福祉事業	1,225,802	728,768	65,152	431,882
	小計	2,147,866	1,362,209	102,982	682,675
社会保険	介護保険事業	471,479	4,206	61,247	406,026
	国民健康保険事業	305,094	99,039	27,008	179,047
	小計	776,573	103,245	88,255	585,073
保健衛生	健康増進対策事業	149,668	5,946	18,838	124,884
	医療体制強化事業	58,102	0	7,615	50,487
	小計	207,770	5,946	26,453	175,371
合計		3,132,209	1,471,400	217,690	1,443,119

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。